

中山間地域等直接支払制度における最終評価に向けた効果検証等の進め方

- 中山間地域等直接支払制度は、平成26年度に第3期対策の最終年度を迎えることとなり、実施要領上、その年度に最終評価を行い平成26年8月末までに公表。
- 特に、今般の最終評価は、制度創設から15年を経過することから、第3期対策の評価の他、第1期対策からこれまでの総括的な評価を行うことを前提に、次のようなスケジュールで必要な検証作業等を進める予定。

< 予備的調査 >

【 11月～12月 】

- 検証に必要な各種データの把握

- ・ 協定が締結されていない対象農用地の現状把握
- ・ 受給上限額の100万円で交付を受けている農業者の把握
- ・ 第3期対策から新たに協定を締結した集落の実態把握
- ・ 対象農用地を有する農業者のうち、農業所得が都市部の勤労者の平均所得を上回る者の把握
（H25.3に調査済）

< 本調査 >

【 1月～5月 】

- ・ 市町村評価
1月～3月
- ・ 都道府県評価
4月、5月

- 協定に基づく活動の効果とその評価

- ・ 市町村は、第3期対策による効果等を活動項目ごとに把握し、その効果を評価
- ・ 都道府県は、市町村の評価結果を踏まえ、第3期対策による効果等を活動項目毎に把握し、その効果を評価。
- ・ 市町村、都道府県は、第1期から本制度に取り組んできたことによる効果を評価
 - ・ 実施状況（協定数、交付面積、交付金額）
 - ・ 農業生産活動等による効果（耕作放棄の防止効果、多面的機能の確保効果）等

< 補足調査 >

【 6月 】

- 検証を行う中で必要と考えられる点を追加的に調査

現時点で考えられる調査項目

- ・ 2期から3期にかけて継続しなかった集落協定の事例
- ・ 農地の集積対象者数等
- ・ 受給額の上限（100万円）に達している農業者の聞き取り
- ・ 農業所得が都市部の勤労者一人当たりの平均を上回る農業者の聞き取り
- ・ 特認地域の設定状況等

《 最終評価 》

【 8月末に公表 】

- 中山間地域等直接支払制度をめぐる動き
 - ・ 制度導入の経緯
 - ・ 現場における課題への対応
- 中山間地域をめぐるこれまでの情勢変化
 - ・ 第3期対策開始時からこれまでの中山間地域の農業等をめぐる情勢の変化
- 第3期対策における効果等の検証
 - ・ 第3期対策のポイント
 - ・ 農業生産活動等の進捗状況
 - ・ 農用地の保全、多面的機能の確保、集落の活性化に関する効果
 - ・ 農用地の減少防止効果、耕作放棄地の発生防止効果の推計

〔 第3期対策の効果、課題を精査し、次期対策で考慮すべき事項の検討に資する。
※ 第3期対策での取組拡大に寄与した政策効果の分析等 〕
- 中山間地域等直接支払制度におけるこれまでの実績と効果
 - ・ 協定数、協定面積等の推移
 - ・ 農用地の保全、多面的機能の確保、集落の活性化に関する効果等の推移
 - ・ 農用地の減少防止効果等の推移

○ 農用地の減少防止効果等の一定の仮定に基づく推計（農用地の減少防止効果、耕作放棄地の発生防止効果、農振農用地区域への編入効果）

★次期対策の考え方、第三者委員会における議論も踏まえて取りまとめ